九戸村新卒者ふるさと雇用支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 新卒者の雇用拡大と地元への定着を促進するため、新卒者を雇用した村内の事業主に対し、予算の範囲内で、九戸村補助金交付規則(昭和35年九戸村規則第2号。以下「規則」という。)及びこの要綱により雇用支援奨励金(以下「奨励金」という。)を交付する。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 新卒者 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校を卒業した後1年未満の者又は村長が認めたものをいう。ただし、事業主又は事業所の取締役若しくは監査役の2親等以内の親族を除く。
 - (2) 事業主 村内に事務所若しくは店舗又は工場(以下「事業所」という。)を有し 事業を営む者で、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の適用を受けている者又は 村長が認めた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する事業を営む者を除く。
 - (3) 常用雇用者 期間の定めのない労働者又は1年以上の雇用が見込まれ、かつ、 1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された者をいう。 (奨励金の交付対象)
- 第3 奨励金の交付対象は、新卒者を常用雇用者として6月以上雇用している事業主で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 採用が内定した新卒者は、雇用した月から事業完了月までの間、村内に住民登録していること。新卒者を雇用した日の6月前から6月後までの1年間に、他の常用雇用者を事業主の都合により解雇していないこと。
 - (2) 奨励金の申請時点において、村税を完納していること。
 - (3) 当該新卒者に関し、国、県又は村から他の補助金の交付を受けていないこと。 (奨励金の額)
- 第4 奨励金の額は、新卒者1名につき月額3万円とし、36月を限度とする。 (申請の取下げ)
- 第5 規則に規定する申請の取下げは、奨励金の交付の決定通知を受領した日から起 算して15日以内とする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付の 決定はなかったものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第6 村長は、奨励金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により 特別の必要が生じたときは、奨励金の交付の全部又は一部を取り消し、又はその決 定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、奨励金の交付 対象期間のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消すことがある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 新卒者の6月未満の自己都合による離職及び事業主都合による解雇の場合全部 取り消し
 - (2) 新卒者の6月を超え36月未満の自己都合による離職及び事業主都合による解雇の場合一部取り消し

(申請書類等)

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第7関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	部数	提出期日
規則第4条	九戸村新卒者ふるさと雇用支援奨励金	第1号	1 部	別に定める
の規定によ	交付申請書			
る書類	1 雇用年月日等証明書	第2号	1 部	
	2 雇用保険被保険者資格取得等確認		1 部	
	通知書(事業主控)の写し			
	3 雇用した新卒者の住所がわかる書		1 部	
	類(住民票等)			
	4 雇用した新卒者の労働条件がわか		1 部	
	る書類(労働条件通知書等の写し)			
	5 その他村長が必要と認める書類		1 部	
規則第6条	九戸村新卒者ふるさと雇用支援奨励金	第3号	1 部	別に定める
第1項の規	変更(中止、廃止)承認申請書			
定による書	村長が必要と認める書類			
類				
規則第13条	九戸村新卒者ふるさと雇用支援奨励金	第 4 号	1 部	別に定める
第1項の規	交付請求書			
定による書	村長が必要と認める書類			
類				